

令和3年度における国民健康保険税の制度改革について

1 趣旨

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。これは令和3年度分の課税より適用されます。

これに伴い、令和2年9月4日付の「地方税法施行令の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についての見直しが行われます。安城市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

2 国民健康保険税軽減基準額に係る見直し

(1) 見直しの内容

所得に応じて、国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度について、平成30年度税制改正により国保税の軽減制度に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減基準の見直しを行います。

現行

軽減種別	軽減基準額（世帯主及び国保加入者の合計所得金額）
7割軽減	基礎控除額（33万円）以下
5割軽減	基礎控除額（33万円）＋28.5万円×（国保加入者数）以下
2割軽減	基礎控除額（33万円）＋52万円×（国保加入者数）以下

改正後

軽減種別	軽減基準額（世帯主及び国保加入者の合計所得金額）
7割軽減	基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	基礎控除額（43万円）＋28.5万円×（国保加入者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	基礎控除額（43万円）＋52万円×（国保加入者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

(2) 該当世帯の例

(例) 3人世帯(うち1人給与所得者等)の場合

軽減種別	軽減の対象となる所得	
	改正前	改正後
7割軽減 基準額	33万円	43万円
5割軽減 基準額	$33万円 + 28.5万円 \times 3$ = 118.5万円	$43万円 + 28.5万円 \times 3$ = 128.5万円
2割軽減 基準額	$33万円 + 52万円 \times 3$ = 189万円	$43万円 + 52万円 \times 3$ = 199万円

(例) 4人世帯(うち2人給与所得者等)の場合

軽減種別	軽減の対象となる所得	
	改正前	改正後
7割軽減 基準額	33万円	$43万円 + 10万円$ = 53万円
5割軽減 基準額	$33万円 + 28.5万円 \times 4$ = 147万円	$43万円 + 28.5万円 \times 4 + 10万円$ = 167万円
2割軽減 基準額	$33万円 + 52万円 \times 4$ = 241万円	$43万円 + 52万円 \times 4 + 10万円$ = 261万円

※令和3年度につきましては、昨年度まで行われていた軽減判定基準額の拡充と課税限度額の引き上げはありません。